

平成31年 No.20

○東京学芸大学環境安全委員会規程等の一部を改正する規程の制定について

改正理由

委員会等の再編及び放射線障害の防止に関する法令改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 3月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学環境安全委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年 3 月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成31年規程第10号

東京学芸大学環境安全委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学環境安全委員会規程（平成20年規程第 6 号）
- (2) 東京学芸大学教育実習委員会規程（平成16年規程第10号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編及び放射線障害の防止に関する法令改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (用語の定義) 第3条 この規程において使用する用語の意義は、東京学芸大学動物実験指針（平成5年9月2日制定。以下「動物実験指針」という。）、東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号。以下「遺伝子組換え実験安全管理規程」という。）、東京学芸大学放射線障害予防規程（平成31年規程第9号。以下「放射線障害予防規程」という。）及び東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）に定めるところによる。 (任務) 第4条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 委員会は、放射線障害予防規程第10条の規定に基づき、次に掲げる事項について審議する。 (1) 放射線障害の防止に関する対策の立案に関する事項 (2) 放射性同位元素総合実験施設の新設及び改廃に関する事項 (3) 放射性同位元素等及び放射線装置に関する規程の制定並びに改廃に関する事項 (4) 放射性同位元素等及び放射線装置の取扱いに関する事項 (5) その他放射線障害の防止に関する重要事項 4・5 〔省略〕 (組織) 第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名 (2) 研究支援課長 (3) 財務課長 (4) 施設課長 (5) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第6条 前条第1号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	〔省略〕 (用語の定義) 第3条 この規程において使用する用語の意義は、東京学芸大学動物実験指針（平成5年9月2日制定。以下「動物実験指針」という。）、東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号。以下「遺伝子組換え実験安全管理規程」という。）、東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号。以下「放射線障害予防規程」という。）及び東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）に定めるところによる。 (任務) 第4条 〔省略〕 2 〔省略〕 3 委員会は、放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、次に掲げる事項について審議する。 (1) 放射線障害の防止に関する対策の立案に関する事項 (2) 放射性同位元素総合実験施設の新設及び改廃に関する事項 (3) 放射性同位元素等及び放射線装置に関する規程の制定並びに改廃に関する事項 (4) 放射性同位元素等及び放射線装置の取扱いに関する事項 (5) その他放射線障害の防止に関する重要事項 4・5 〔省略〕 (組織) 第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名 (2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名 (3) 研究支援課長 (4) 財務課長 (5) 施設課長 (6) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 (任期) 第6条 前条第1号、第2号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条第1号の委員のうちから総務を所掌する副学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第5条第2号から第4号までの委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条第1号及び第2号の委員のうちから総務を所掌する副学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第5条第3号から第5号までの委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔省略〕

東京学芸大学教育実習委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。 （1）教育実習に関する企画及び立案に関すること。 （2）教育実習の事前事後指導に関すること。 <u>（3）教育実習の成績評価及び単位認定に関すること。</u> <u>（4）その他教育実習の基本的事項に関すること。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成31年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （審議事項） 第2条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。 （1）教育実習に関する企画及び立案に関すること。 （2）教育実習の事前事後指導に関すること。 <u>（3）その他教育実習の基本的事項に関すること。</u> 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第3章 <u>地球温暖化対策会議</u> (設置) 第8条 本学に、東京学芸大学<u>地球温暖化対策会議</u>（以下「<u>対策会議</u>」という。）を置く。 (目的) 第9条 <u>対策会議</u>は、第3条各号に掲げる事項を協議するとともに、本学における地球温暖化対策の推進に係るさまざまな方策を提言することを目的とする。 (組織) 第10条 <u>対策会議</u>は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 理事及び副学長 (2) 技術管理者 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 附属学校運営部長 (6) 事務局長 (7) 部長 (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (議長等) 第11条 <u>対策会議</u>に議長及び副議長を置き、議長は、総務を所掌する理事をもって充て、副議長は、前条第3号から第6号までに掲げる委員のうちから選出する。 2 <u>対策会議</u>は、議長が招集する。 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。 (任期) 第12条 第10条第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員以外の者の出席) 第13条 <u>対策会議</u>は、必要に応じて本学の生活協同組合及び学生の代表者等の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務)	〔省略〕 第3章 <u>地球温暖化対策協議会</u> (設置) 第8条 本学に、東京学芸大学<u>地球温暖化対策協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）を置く。 (目的) 第9条 <u>協議会</u>は、第3条各号に掲げる事項を協議するとともに、本学における地球温暖化対策の推進に係るさまざまな方策を提言することを目的とする。 (組織) 第10条 <u>協議会</u>は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 理事及び副学長 (2) 技術管理者 (3) 学系長 (4) 附属図書館長 (5) 附属学校運営部長 (6) 事務局長 (7) 部長 (8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 (議長等) 第11条 <u>協議会</u>に議長及び副議長を置き、議長は、総務を所掌する理事をもって充て、副議長は、前条第3号から第6号までに掲げる委員のうちから選出する。 2 <u>協議会</u>は、議長が招集する。 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。 (任期) 第12条 第10条第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員以外の者の出席) 第13条 <u>協議会</u>は、必要に応じて本学の生活協同組合及び学生の代表者等の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務)

第14条 対策会議の庶務は、関係部課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

[省略]

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第14条 協議会の庶務は、関係部課の協力を得て、総務部総務課において処理する。

[省略]